村上市小型除雪機貸出事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、村上市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成20年村上市条例第67号）第７条の規定により自主的に地域の除排雪を行う者に小型除雪機（以下「除雪機」という。）を無料で貸し出すことにより、市民参加による雪対策の推進を図ることを目的とする。

（貸出しの対象）

第２条　除雪機の貸出しを受けることができる者は、自治会（複数の自治会で構成するものを含む。）又は無償で除雪作業を実施する団体（以下「団体」という。）とする。

（期間）

第３条　貸出期間は、貸出日及び返却日を含め12月１日から翌年３月31日までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（貸出し台数）

第４条　除雪機の貸出し台数は、各団体につき１台とする。

（申込み）

第５条　貸出しを希望する団体は、毎年10月１日から10月31日までの間に小型除雪機貸出申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（決定）

第６条　市長は、前条の申込書を受理したときは、申込書の内容を審査し、適正と認めたときは、小型除雪機貸出決定通知書（様式第２号）によりこれを決定し、通知するものとする。この場合において、市長が除雪機の管理上必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

２　申込みが多数あり、除雪機を貸し出す団体（以下「借受人」という。）を選考する必要が生じた場合は、抽選により借受人を決定する。

（貸出し及び返却）

第７条　除雪機の貸出し及び返却は、市長が指定する日時及び場所においてこれを行うものとする。

（保険への加入）

第８条　借受人は、貸出日の前日までに除雪機の運転に従事する者（以下「除雪従事者」という。）をボランティア保険に加入させなければならない。

２　借受人は、除雪従事者をボランティア保険に加入させたときは、速やかに、ボランティア保険登録票の写しを市長へ提出しなければならない。

（使用料等）

第９条　除雪機の使用料は無料とし、その他の貸出しに要する費用は次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

(1)　除雪機の保守点検に要する費用は、市の負担とする。

(2)　除雪機の貸出し及び返却に要する費用は、借受人の負担とする。

(3)　除雪機を使用する際の燃料費及び消耗品費は、借受人の負担とする。

(4)　除雪従事者に係るボランティア保険料は、借受人の負担とする。

（借受人の責務）

第10条　借受人は、除雪機を借り受けてから返却するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、除雪機の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　申請した利用目的以外に使用しないこと。

(2)　使用上の注意を守り、安全に十分注意すること。

(3)　他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4)　営利目的に使用しないこと。

（貸出しの取消し）

第11条　市長は、貸出しを行った除雪機を緊急に使用する必要が生じたとき、又は借受人が前条の規定に違反したときは、除雪機の貸出しを取り消し返却させることができる。

（損害賠償の責任）

第12条　借受人は、自らの責に帰すべき事由により除雪機を亡失、盗難、損傷又は故障させたときは、借受人の負担においてこれを補填し、又は修理しなければならない。

（使用中の事故等）

第13条　除雪機の使用に当たり借受人自らが被った損害、第三者に与えた損害その他の除雪機の使用中の事故等により生じた損害については、借受人の責においてこれを賠償するものとする。

２　前項の事故等が発生した場合は、借受人はその内容を速やかに市長に報告しなければならない。

（安全管理）

第14条　借受人は、除雪機の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　借受人は、安全管理の責任者として、作業責任者を選任すること。

(2)　作業責任者は、除雪機の貸出しに立ち会い、基本操作及び安全管理についての説明を受けること。

(3)　作業責任者は、その他の作業を行う者に、除雪機の基本操作及び安全管理についての説明を行うこと。

(4)　作業は、２人以上で行うこととし、除雪機の操作を行う者以外の者は、作業中の周囲の安全確認を行うこと。

（実績報告）

第15条　借受人は、貸出期間終了後、速やかに、市長に小型除雪機使用実績報告書（様式第３号）を提出するものとする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年11月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

小型除雪機貸出申込書

（宛先）村上市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （申込者） | 団体名 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 代表者氏名 |  | ㊞ |
|  | 電話番号 |  |

次のとおり、小型除雪機の貸出しを希望します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 使用目的 | □降雪で狭くなった生活道路の拡幅作業□市が除雪対象としていない生活道路（車道・歩道）の除雪□高齢者や障がい者宅周辺の除雪□消火栓やゴミステーション周辺の除雪□その他（　） |
| 保管場所 | 住所 | 村上市 |
| 状況 | □屋内　　□屋外 |
| 具体的な保管方法 |  |
| 作業者人数 | 人 |
| 作業責任者 | 氏名 |  |
| 住所 | 村上市 |
| 電話番号 |  |
| 特記事項 | ​​​​​ |
| 添付資料 | 1．ボランティア活動保険加入票の写し（作業者人数分、後日提出可）2．使用場所の地図3．保管場所の位置図 |

様式第２号（第６条関係）

第　号

年　　月　　日

小型除雪機貸出決定通知書

様

村上市長　　　　　　印

先に申込みのあった小型除雪機の貸出しについて、次のとおり貸し出すことと決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 貸出機器 |  |
| 貸出日及び場所 | 年　　月　　日　　　場所： |
| 返却日及び場所 | 年　　月　　日　　　場所： |
| 注意事項 | ・申請した利用目的以外には使用しないでください。・他に譲渡、又は転貸しないでください。・営利目的に使用しないでください。・注意事項に違反したときは貸出しを取り消し、返却させることがあります。・小型除雪機を借り受け、返却する際は事前に建設課までご連絡ください。・燃料は満タンにして返却してください。・その他、村上市小型除雪機貸出事業実施要綱に定める事項を遵守してください。 |
| 貸出決定条件 |  |

様式第３号（第15条関係）

年　　月　　日

小型除雪機使用実績報告書

（宛先）村上市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （借受人） | 団体名 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 代表者氏名 |  | ㊞ |
|  | 電話番号 |  |

次のとおり、小型除雪機の使用実績を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作業概要 | 作業内容 |
| 1 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 2 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 3 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 4 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 5 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 6 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 7 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作業概要 | 作業内容 |
| 8 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 9 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 10 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 11 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 12 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 13 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 14 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 15 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 16 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 17 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |
| 18 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 時　　分～　　時　　分 |
| 人 |

※この様式で記入しきれないときは、コピーして使用してください。

※この様式により難いときは、任意の様式を使用することができます。

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）

様式第３号（第15条関係）